

第2版 1999.10

第3版 2004.10

第4版 2008.11

## 広島学院翠友会関東支部規約

第1条 広島学院翠友会に関東支部を置く。

第2条 関東支部は、広島学院卒業生及びそれに準ずる者のうち、関東地方在住者を持って組織する。

第3条 関東支部は、会員相互の親睦を図り、後輩の指導援助に努めるとともに母校の交流を図ることを目的とする。

第4条 関東支部は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 母校興隆のための各種事業

(2) 本部並びに各支部との連絡提携

(3) その他本会の目的を達成するために必要と認めた事業

第5条 本会に次の役員を置く。

(1) 支部長 1名

(2) 副支部長 2名

(3) 執行役員 3名以上6名以内

(4) 執行役員(会計担当) 1名

2 その他各期卒業生毎に1～2名の期役員を置き、各期会員への情報連絡、意見収集を行う。

第6条 支部長は支部総会で選任する。

2 支部長は、副支部長、執行役員及び執行役員(会計担当)を任命する。

第7条 役員任期は4年とし、再任を妨げない。やむを得ない理由等により任期途中で役員が辞任した場合には、支部長が新たに役員を任命できるが、その任期は当該役員の残り期間とする。

2 期役員任期は期毎の自主運用とし、変更の場合には執行役員に連絡する。

第8条 関東支部に顧問を置く。顧問は支部長経験者とし、支部長が委嘱する。

第9条 支部定期総会は、4年ごとに開催する(閏年に開催)。但し、支部長が必要と認めるときに支部臨時総会を開くことができる。

2 支部総会の決議は出席した会員の半数により成立する。

第10条 期役員会は、年1回開催する。但し、支部長が必要と認めるときに臨時期役員会を開くことができる。

第11条 支部役員会は必要に応じて、支部長が召集する。

第12条 支部長は、支部役員会の決議をもってこの規約の施行に関する細則を作ることができる。

以上